

令和元年度第1回評議員会
議事録

令和元年6月27日（木）

公益財団法人武蔵野市福祉公社

令和元年度 第1回 公益財団法人武蔵野市福祉公社評議員会

1. 開催日 令和元年6月27日(木) 午後6時30分から午後8時00分まで
2. 会場 本部事務所1階 会議室
3. 評議員の現在数 6名(定足数 4名)
4. 出席者
評議員(議長) 秋山 真弘(途中入室)
評議員 江幡 五郎 評議員 岩岡 由美子
評議員 鈴木 省悟 評議員 竹内 啓博
評議員 宮原 隆雄
監事 大久保 実
5. 欠席評議員数及び氏名 なし
6. 傍聴者 なし
7. 議事日程
日程第1 議事録署名員の選出
日程第2 議案第1号 評議員の選任について
日程第3 議案第2号 評議員会会長の選定について
日程第4 議案第3号 平成30年度 事業報告について
日程第5 議案第4号 平成30年度 決算報告について
日程第6 議案第5号 理事及び監事の再任について
日程第7 議案第6号 評議員の再任について
日程第8 報告事項1 令和元年度第1回理事会にて決議された内容等について
日程第9 報告事項2 福祉公社と市民社会福祉協議会の事業連携推進委員会実施報告について

8. 議事録作成者	理事長 萱場 和裕	
9. 議事録署名人	議長（評議員会会長）	秋山 真弘
	評議員	江幡 五郎
	評議員	岩岡 由美子

10. 議事の経過及び結果について

新谷総務課長から、定款第 19 条の規定により、議長は評議員会会長がこれに当たることとなっているが、渡部前会長が辞任された後、会長が不在のため会長が選定されるまでの間は、理事長が仮議長を務める旨の申し出がなされた。他の評議員から異議なく、萱場理事長が仮議長を務めることとした。

萱場理事長から、傍聴希望はなく、本日の出席者について、出席評議員 5 名、定数 6 名で定款第 20 条の規定による「特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数 4 名」を満たしており、本評議員会は有効に成立している旨の報告があり、議事の審議に移った。

日程第 1 議事録署名人の選出

本評議員会の議事録署名人に江幡五郎評議員、岩岡由美子評議員の 2 名を専任し、他の評議員から異議なく、両氏もこれを承諾した。

日程第 2 議案第 1 号 評議員の選任について

小島事務局長から、提案理由について、本評議員会の会長であった渡部評議員から辞任届が提出されたことに伴い、理事会から推薦された秋山真弘氏を定款第 12 条に規定する評議員に選任する決議を求めるものである、と説明がなされた。

議案第 1 号について評議員及び監事から質疑意見はなく、秋山真弘氏を評議員に選任することについて、採決の結果全会一致で可決された。

秋山真弘評議員が入室、就任の挨拶をされ着席した。

日程第 3 議案第 2 号 評議員会会長の選定について

小島事務局長から提案理由について、評議員会の前会長の渡部評議員が 3 月 31 日付で退任さ

れた後、会長が不在となっており、定款第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づき、評議員会会長の選定を求めるものである、と説明がなされた。

これ以降の審議の進行は、定款第19条の規定に従い、新会長である秋山真弘評議員会長が行うこととなり、議長を交代した。

日程第4 議案第3号 平成30年度事業報告について

日程第5 議案第4号 平成30年度決算報告について

秋山議長から、一括審議の申し出がなされ、他の評議員から異議なく、一括して審議することとした。

小島事務局長から、平成30年度事業報告及び決算報告について、定款第9条に基づき監事の監査を受けたので、承認を求めるものであると説明がなされた。詳細について、それぞれの担当者から次のとおり説明がなされた。

小島事務局長は、事業報告書について、監事からの指摘により、昨年まで付属明細書に掲載していた「法人の概要」と「会議等」を、事業報告書に掲載したと報告がなされた。

平成30年度事業計画において重点事項とした3項目について、「地域包括ケア推進人材育成センター（仮称）」は、平成30年12月1日に「地域包括ケア人材育成センター」として開設し、講演会・お仕事フェアを開催し、ホームページやSNSなどで積極的な広報活動を行った。

「成年後見制度利用促進基本計画」策定に向けた積極的な関与については、武蔵野市が基本計画策定を令和元年度から本格的に進めることとなった。第3期中長期事業計画の策定については、公社職員が中心になり策定した。

財政状況については、デイサービスセンター事業と北町高齢者センターデイサービス事業において介護報酬の改定などにより減収となったものの、成年後見事業や訪問介護サービス事業などの自主事業の増額で、概ね良好となった。

個別の事業について、それぞれの担当者から次のとおり説明がなされた。

つながりサポート事業は、ご利用者の老いじたくを支援し、家族機能を補完するサービスで、年度末利用者は89世帯102人、入院入所、緊急対応等の個別サービスは延べ97回、220時間提供

した。現在入院入所預託金は52人から預かり、没後支援サービス契約者は21人となっている。

収支は、寄付金と退職手当支給額を控除しても、383万1千円の黒字となった。

権利擁護事業では、権利擁護レスキュー利用者は11人、生活保護受給者金銭管理支援業務年度末利用者は在宅29人、施設入所1人で、収支は17万7千円の黒字となった。

地域福祉権利擁護事業は、東京都社会福祉協議会からの受託事業として実施した。年度末利用者は41人で、主たる収入は東京都社会福祉協議会からの受託料693万円で、収支は378万3千円の赤字で、老後福祉基金から拠出し補填した。

成年後見事業は、市の成年後見推進機関として、市民や関係機関からの相談に応じ、申立を支援し、成年後見に関する様々なサービスを提供した。七市合同の市民後見人養成講座を5人が受講し4人が市民後見人として登録した。権利擁護センター関係機関等連絡協議会を年3回開催し、各専門職、関係機関との情報交換、情報共有や事例検討等を行った。法人成年後見人等として新規の受任は29件、内市長申立は5件、年度末受任数は135件となった。昨年度より、成年後見報酬収入が991万3千円増加した。

生活困窮者自立支援事業は、武蔵野市からの受託で、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を実施した。多くの複合的課題や不安を持つ市民と共に、その生活を再構築する方法を考え、相談者自らが解決していけるように延べ551人に伴走型の支援を行った。

住居確保給付金事業は、生活困窮者自立相談支援事業の一環として、住居確保給付金の支給受付相談窓口業務を武蔵野市から受託した。年間申請者数は24人、給付件数113件、就職者は13人だった。

居宅介護支援事業は、介護保険法に基づき居宅介護支援事業を実施した。担当ケースは予防、介護、総合事業を合わせて、昨年より153件増加の1,684件で、収支は255万2千円の黒字となった。

訪問介護サービス事業では、平成30年12月ホームヘルプセンター独自のホームページを開設し、Twitterを始める等、広報に力を入れた事で、ヘルパー人材の確保に結びついた。サービス提供責任者1名を常勤ヘルパーに変更したことで、緊急のサービスに迅速に対応できた。介護保険の生活援助のサービスは減少傾向にあり、派遣時間及び派遣回数共に減少したが、自費契約による生活援助の派遣回数は増加した。理学療法士・作業療法士・言語聴覚士協議会のセラピストによる身体介護技術研修を内部のヘルパーや職員に実施する等、ヘルパーのスキルアップに努めた。収支は452万円の黒字となった。

居宅介護サービス事業は、障害者総合支援法による居宅介護サービス事業を実施した。他の

事業所が受入れ困難の利用者を積極的に受入れ、サービス実績は増加している。収支は317万1千円の黒字となった。

生活支援事業は、武蔵野市の事業である「認知症高齢者見守り支援ヘルパー」を受託し、認知症高齢者の在宅生活の継続及び質の向上と、家族負担軽減を図った。専門研修を受けたヘルパーが支援するため、事業に従事するヘルパー単価を受託単価より上乘せするため、老後福祉資金を充当しても、収支は128万8千円の赤字となった。

ホームヘルパー養成等講習事業では、介護職員初任者研修12名の受講希望があり、途中辞退者が出たため10名が受講修了した。10名全員が受講費の8割をキャッシュバックするケアキャリア30の対象となった。また、総合事業の担い手である武蔵野市認定ヘルパーを12名養成した。ケアキャリアのキャッシュバックを老後福祉基金から充当している。

地域包括ケア推進人材育成センター（仮称）事業は、平成30年12月に「地域包括ケア人材育成センター」の名称で、介護、福祉人材の養成、育成、就労定着支援、事業所支援を主な事業として開設した。ホームページやTwitterを公開し、積極的な広報を心がけ、研修の情報などを広く市民に発信した。幅広い年齢層が参加したお仕事フェアを開催した。収支計算書上では155万2千円の黒字となっているが、ノートパソコン等備品購入で245万5千円を固定資産として支出している。

高齢者総合センター管理・運営事業では、施設の管理運営を実施した。年間利用者数はふれあいまつもと、境南小学校ふれあいサロンを含め延べ67,331人だった。収支は、401万6千円の黒字となっているが、減価償却費256万6千円相当額と、指定管理事業内での受託料収入の補てん分が含まれている。

在宅介護・地域包括支援センター事業では、在宅高齢者から延7,277件の相談を受けた。年々、安否確認依頼件数が増加し、30年度は延124件、うち緊急訪問による実態把握を64件実施した。また、生活支援コーディネーターは平成30年度に新規2か所のいきいきサロン開設を支援し、計5か所が活動中である。今年度の後半、病欠による休職職員の代替職員を事務職員で補充したことによる人件費増と収入減で63万1千円の赤字となった。

住宅改修・福祉用具相談支援センター事業（仮称）では、福祉用具や住宅改修等の専門相談を実施した。訪問相談は780件、電話来所相談は2,368件、介護保険による住宅改修事前申請審査を130回、延400件実施した。

デイサービスセンター事業では、年間利用者数は延8,046人、平均稼働率は84.2%だった。入院、入所、ショートステイ等により安定した利用が見込めず昨年度よりやや低下した。個別

ケア充実のため、延22世帯の個人面談を実施し、サービスに反映させた。また、利用者の行事に家族を招待し、延16名が参加した。また保育園児との交流や季節行事での世代間交流、社会活動センター受講者との交流を実施した。稼働率の低下と、介護保険改正による報酬単価減額等により職員の退職手当を除いても1297万4千円の赤字となった。

管理・社会活動センター事業では、38講座を開催し、延36,137人が受講した。季節行事も11回開催し、延2,374人が参加した。また、講座修了者のための自主グループ活動支援を行い23団体が登録し、延3,640名が活動した。地域健康クラブの年間延利用者総数は延35,495人、体力別に3コースを設け30年度は講座内での事故はなかった。自主事業である「ふれあいまつもと」事業の見直しを行い、利用料を100円から300円に改定、利用者数の少ない曜日を閉館とし、赤字の削減に努めた。

北町高齢者センター事業は、年間利用者数は延7,287名、平均稼働率は88.2%と昨年度とほぼ同様の利用となった。今年度も、個別面談を延30世帯に実施し個別ケアの充実に繋げた。年間、延2,489人のボランティアが活動された。小規模サービスハウスの居住者が安心して生活できるように包括的に支援した。みずきっこの運営は順調で、運営するサニーママ武蔵野と連携し、協働行事の開催を企画し利用者、親子双方に好評だった。介護度の低い方のご利用が多いことに加え、介護保険改正による報酬単価減額、送迎バス委託金等により14819千円の赤字となった。

管理費は、福祉公社の管理運営に要した経費で、理事会・評議員会等の運営、人事管理、財務管理、本社社屋の施設管理等、公社が円滑に事業を実施するために必要な組織の運営を行った。平成30年度は、人材の育成に力を入れ、人材育成計画に沿って、階層別研修、自己啓発支援として資格取得支援を強化した。メンタルヘルス対策も充実させ、ストレスチェックに加えてグループカウンセリングと個別カウンセリングを実施した。事業所毎の課題解決に向けた取り組みを発表する事業報告会を実施し、優秀な事例は、更にケアリンピックにて発表し、優秀賞、最優秀賞を受賞した。市民社協との事業連携は、平成29年度取りまとめた連携策について今年度は相互理解を深め情報共有を図った。第三期中長期事業計画を策定した。新しい広報として、広告の掲載や、青空市への参加により福祉公社をPRした。震災時初動対応訓練及び福祉避難所開設訓練を全事業一斉に実施した。また、福祉サービス第三者評価を受審し、受審結果は、とうきょう福祉ナビゲーションにて公表された。補助金収入では、第三者評価受審費用のうち、156万6千円を武蔵野市から補助された。助成金収入では、職場定着支援助成金、キャリアアップ助成金、働き方改革宣言奨励金、ボランティア休暇制度整備助成金などを申請し

214万円助成助された。

当期収支差額について、事業活動収入は7億9630万3千円、支出は7億5919万2千円で、収支差額は、3711万円のプラスとなった。投資活動収入は、老後福祉基金預金取崩収入の4280万6千円、退職給付引当資産取崩収入6140万7千円となった。投資活動支出は、老後福祉基金資産積立支出、退職給付引当資産積立支出、減価償却引当資産積立支出、などの特定資産取得支出が、1億677万円で、建物付属設備建設支出、什器備品購入支出、ソフトウェア購入支出の合計である固定資産取得支出728万9千円と合わせると1億1406万円となり、投資活動収支差額は984万6千円のマイナスとなった。

財務活動収支、予備費支出はなく、当期収支差額は2726万3千円となり、29年度からの繰越額8754万9千円との合計1億1481万3千円が次期(令和元年度)繰越額となる。

貸借対照表では、資産の部 資産合計は14億2886万1千円、負債の部 負債合計は1億8053万6千円、正味財産の部 正味財産合計は12億4832万4千円となり、負債及び正味財産合計は14億2886万1千円となった。

正味財産増減計算書では、経常収益は、基本財産運用益、特定資産運用益、事業収益、受取補助金等、受取寄付金、雑収益、合わせて7億9630万3千円となり、前年度と比較して1億301万7千円の増となった。主な要因は、受取寄付金8163万3千円の増によるものである。経常費用は、給料手当、臨時雇賃金、委託費等を合わせ、経常費用計7億6366万4千円となり、前年度と比較して3345万6千円の増となった。当期経常増減額は、3263万8千円のプラスとなった。経常外増減では、特定資産評価益6万5千円と、退職給付引当金取崩益4475万7千円が発生し、前年度一般正味財産期末残高に、当期一般正味財産増減額を足した一般正味財産期末残高は、8億3009万1千円となった。

指定正味財産は、現在基本財産のみを計上しており、21万9千円の評価損が発生した。

一般正味財産と指定正味財産の期末残高を合わせた、正味財産期末残高は12億4832万4千円で、前年度と比較して7717万1千円の増となった。

正味財産増減計算書内訳表では、「子育てひろば事業」が公益目的事業と認められていないことから、収益事業のその他事業会計として区別している。そのほか、管理費等を公益目的事業従事割合や使用割合により、公益目的事業会計と法人会計に振り分けた後の収益と費用を表している。

財務諸表に対する注記では、会計方針の変更として、退職給付引当金の積立て方法の変更について記載した。

財産目録について、現金、預金、未収金など流動資産合計は2億5750万2千円で、基本財産、特定資産、その他固定資産による固定資産合計が11億7135万8千円で、資産合計は14億2886万1千円となった。未払金など流動負債と退職給付引当金など固定負債による負債合計は1億8053万6千円で、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は12億4832万4千円となった。

大久保監事から令和元年5月23日に実施した監査について次のとおり報告があった。

私たち監事は、当法人の平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、平成30年度の理事の職務の執行について監査を行った。監査の方法と内容については、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、今回のような理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決算書類等を閲覧し、当法人の事務所において業務及び財産の状況を調査した。

事業報告、附属明細書、会計帳簿、これに関する資料、当該年度に係る計算書類と附属明細書、財産目録等について監査を行った。結果、事業報告と附属明細書は、法令及び定款に従っており、当法人の状況を正しく示しているものと認めた。理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められなかった。

計算書類と附属明細書、財産目録等の監査結果については、当法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めた。重大な後発事象はない。

議案第3号及び議案第4号に関連して次の質疑応答があった。

竹内評議員 決算書正味財産増減計算書では、7,700万ほどの収益増加の決算となっている。要因については、受け取り寄附金が8,500万ほどあったと説明があった。公益法人制度は、収支相償であることが前提であり、利益が出た場合、余剰の使い道について説明することになっている。受け取り寄附金の内容と、その余剰についての今後の使い道について質問したい。

新谷総務課長 受け取り寄附金の詳細について、寄付者はすべてつながりサポート事業の関係者で、亡くなった利用者からの遺贈が4件で3000万円1件、5000万円1件、100万円台が2件あった。また、利用者の遺族から4件33万円、現在利用されている利用者本人から14万円の寄附があった。剰余金の使い道については、第1回理事会において特別費用準備資金等取扱規程を制定した。本社屋建て替え等の資金として積立を検討していく予定としている。

竹内評議員 個人の方からの公社の活動に対する支援があるということと、その余剰については、今後、必要な建替えに使用していく、ないしは公益目的事業をさらに充実させていく、そういった形で積み立てていくということで理解した。

江幡評議員 シニア支え合いポイント事業について伺いたい。1人が内部勉強会に参加し活動する意向とある。地域の支え合い活動を重要視しているが、勉強会の参加者が1人というのは少し少ない気がする。寂しいが、実情はどうなっているのか伺いたい。

方波見高齢者総合センター兼北町高齢者センター長 ボランティアセンター武蔵野での説明会に高齢者総合センターデイサービスセンターの職員が活動内容を説明しアピールをしたところ、1人が興味を持ち、デイサービスセンターで行われたボランティア勉強会に参加をし、登録をされたということ。シニア支え合いポイント事業の対象者が1人だけというわけではない。

江幡評議員 最近、終活ではなく老活ということもクローズアップされている。エンディングノートのつけ方などは終活と思う。また、「老いじたく」講座は老活ではないかと思うが、福祉公社の事業は、幅広く老活も含んでいるのではないかと理解しているが、そのような考え方でよろしいか伺いたい。

服部在宅サービス課長 老活の後、終活がある。あるいは、老活と終活は表裏一体の関係にあり、時間的延長線上にある。福祉公社は、昭和56年以来、利用者を終生サポートすることを一般的なテーマとしており、健康保持期から一部障害期、臥床期、終末期、それに至るまでの支援のノウハウを積み上げている。そういうノウハウを基本にしながら、老いというものはこういうものがある、あるいは、その終末期にはこういうことが必要だ、エンディングノートというのは、残された人たちへの一つの行動指針であるというようなことを、途切れなく、市民説明している。特に、老活と終活を分けているわけではなく、自然に、老いというものから始まって、誰しも年をとる、そして、終末期に至る、その尊厳ある死を迎えるにはどうしたらいいかというようなことも含めて、説明している。

鈴木評議員 住居確保給付金事業で、年間申請者数が24人で、給付件数は113件、就職者数は13人だったとある。申請が24人、給付件数が113件ということは、今までに累積があるということか。もう一つは、そこからまた、なかなか脱却できない方も結構いらっしゃるということか。

石橋権利擁護センター長 住居確保給付金は、3カ月が期限となっている。24人が新しく申請され、3カ月をめどに、就職活動を頑張ってください。その間で就職できない場合、最大2回まで延長が可能である。その間に就職できた方が昨年度は13人だった。一生懸命、就職活動して就職につながっても、また、何らかの理由があつて離職してしまうことある。

ただ、生活困窮者自立相談支援事業の中では、住居確保給付金事業の対象者は、就職率が高いという実績が上がっている。

そのほか評議員及び監事から質疑意見はなく、議案第3号及び議案第4号は、1件ずつ採決の結果、全会一致で本2案は可決された。

日程第6議案第5号 理事及び監事の再任について

小島事務局長から提案理由について、定款第26条により、理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の日までとなっており、安藤真洋理事、黒竹光弘理事、大野壽三枝理事、千種豊理事、安田大監事、大久保実監事の任期は本評議員会の終結のときまでとなるため、再任を求めるものである、と説明がなされた。

議案第5号に関して、評議員及び監事から質疑意見はなく、安藤真洋、大野壽三枝、黒竹光弘及び千種豊を理事に再任すること、安田大及び大久保実を監事に再任することについては、候補者ごとに採決の結果、全会一致で可決された。

日程第7議案第6号 評議員の再任について

小島事務局長から提案理由について、定款第13条により、評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとなっており、本評議員会の終結のときをもって任期満了となる竹内啓博評議員の再任の承認を求めるものである、と説明がなされた。

評議員及び監事から質疑意見はなく、武内啓博を評議員に再任することについて、採決の結果、全会一致で可決された。

日程第8報告事項1 令和元年度第1回理事会にて決議された内容等について

小島事務局長から、令和元年度第1回理事会にて決議された内容等について次のとおり報告がなされた。

1の理事の競業取引については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律84条第1項第1号におきまして、理事が、自己または第三者のために公社の事業の部類に属する取引をしようとするときは、当該取引につき重要な事実を開示し、理事会においてその承認を受けなければならないとされていることから、安藤真洋理事と黒竹光弘理事の競業取引について承認を得

た。

2の理事の利益相反取引については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項第2号において、理事が自己または第三者のために公社と取引をしようとするときは、当該取引につき重要な事実を開示し、理事会においてその承認を受けなければならないとされており、安藤真洋理事と黒竹光弘理事との利益相反取引について承認を得た。

3の公益財団法人武蔵野市福祉公社特定費用準備資金等取扱規程の制定について、第三期中長期事業計画において検討を予定している本社屋の建て替えに伴う資金調達について、特定資金取得資金として積み立てができるよう、規程を制定し承認を得た。具体的な積立額については、今後、内部で積み立てを検討するために委員会を立ち上げ、検討していく。

4の第三者委員の選任については、苦情を解決するための体制を整備すること、及び公益通報者保護法の趣旨にのっとり、法が規定する労働者からの公益通報に適正な処理を行うため、第三者委員の選任の承認を得た。

理事会において常務理事職務執行状況の報告の中で、公社が後見受任をしている者の預金の着服に関しての事件があり、その件について報告する。

昨年4月に公社が後見人受任し、90代認知症の妻と102歳寝たきりの夫という夫婦の世帯において、受任前に、某信用金庫職員が2400万円余りを着服していたということを、公社の職員が発見し、家庭裁判所と協議しながら、当該信用金庫から全額返済させた。信用金庫の再発防止策と事実関係の公表を求め、信用金庫のホームページへの掲載を確認したので、合意文書を締結したところである。

報告事項1に関して、評議員及び監事から質疑意見はなかった。

日程第9報告事項2 福祉公社と市民社会福祉協議会の事業連携推進委員会実施報告について
新谷総務課長から次のとおり報告があった。

平成29年度に報告した福祉公社と市民社会福祉協議会の事業連携推進委員会報告書により、統合効果を連携により発揮するための、具体的な連携策について検討した。

福祉人材の育成と互助による福祉の推進、ボランティア活動の支援、セーフティーネット機能の強化、低所得者等への包括的な支援など、5つの項目、21の連携策が上がった。そのうち、優先順位などから、10事業を平成30年度に実施する事業とし、実施した内容をまとめたものである。平成30年度は初年度に当たり、連携内容に関連する、それぞれの事業について理解をし、

情報共有を図ることを重点とした。

報告事項2に関して、評議員及び監事から質疑意見はなかった。

以上をもって、議案の全部を終了したので秋山議長は閉会を宣言した。

議事の経過及びその結果を明確にするため、議長及び議事録署名人において記名押印する。

令和 元 年 8 月 14 日

議 長（評議員会会長） 秋 山 真 弘  

議事録署名人（評議員） 江 幡 五 郎  

議事録署名人（評議員） 岩 岡 由 美 子  

